日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人加計学園
②設置大学名称	岡山理科大学
③担当部署	企画部企画課
④問合せ先	086-256-8414
⑤点検結果の確定日	令和８年９月２９日
⑥点検結果の公表日	令和８年１０月１日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.ous.ac.jp/outline/disclosure/governance/
⑧本協会による公表	◉承諾する　○否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ.「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念に基づき定めた教育研究上の目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して本学ホームページ等で明示している。 （掲載先 URL） https://www.ous.ac.jp/outline/purpose/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を定め、ホームページで公開するとともに、学生に対して初年次教育により内容を周知している。 方針に基づく教学運営の改善のために内部質保証の体制を整え、自己点検・評価を行っている。その結果に基づき、教育の高度化、学習環境・内容の整備・充実に取り組んでいる。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長、副学長、学部長及び研究科長の役割等は職務規程に定めている。教授会の役割は学則で「学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする」と定め、機関決定は学長が行うこととし、役割と権限を明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教育・学生支援の充実及び研究の推進のために、教員組織である機構と事務組織が連携し組織的かつ効果的な管理・運営をしている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「岡山理科大学目指すべき教員像」を定め、教員として求められる資質・能力を明確にしている。その上で教育の質を向上させるためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の年次計画を立て、全学的に実施している。 「岡山理科大学目指すべき職員像」を定め、職員として求められる資質・能力を明確にしている。その上で職員の質を向上させるためのスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の年次計画を立て、実施している。 その他にも教員個人の資質を向上させるために全学的な取り組みとしてティーチング・ポートフォリオや教員個人評価を実施している。また、職員個人の資質を向上させるためにスタッフ・ポートフォリオや自己点検・勤務考課を実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	建学の理念に沿って策定した長期計画「岡山理科大学ビジョン 2026」及び中期計画「第Ⅱ期アクションプラン（2022-2026）」が本年度で最終年度を迎えるにあたり、単年度ごとの事業計画による進捗管理を行いつつ、これまでの取り組みの最終検証を実施している。 同時に、2027 年度からの次期ビジョン（6 年間）・アクションプラン（3 年間）策定に向け、学長を委員長とする「全学評価・計画委員会」が主体となり検討を進めている。策定にあたっては、現行計画の KGI・KPI 検証や IR データ等のエビデンスに基づき教学・経営の具体策を盛り込むとともに、「大学評価委員会」等を通じたステークホルダー意見の聴取・反映手順を定めている。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	岡山理科大学内部質保証の方針に基づき、全学の計画、自己点検評価及び改善計画について審議することを目的に、学長、副学長、事務局長及び事務局次長等を構成員とする「全学評価・計画委員会」を組織している。同委員会において進捗状況を管理・把握しており、その結果は事業報告書に記載のうえ、本学ウェブサイト等を通じて広く内外に公表している。 （掲載先 URL） https://kake.ac.jp/up_load_files/project/21_3.pdf

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学教員が持つシーズをもとに「職場における学び、学び直し」及び趣味やセカンドライフを充実させる「生きがい」に通じる学びを提供することを目的として「リカレント教育プログラム」及び「社会人教育プログラム」を設定し、オンライン、VOD、対面で開講している。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	地域産業を活性化させるために包括連携協定を締結した自治体等との緊密な連携を推進するとともに、協働によって地域の課題解決やイノベーションを創出するよう取り組んでいる。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	「岡山理科大学ダイバーシティ推進ポリシー」に基づき、本学におけるダイバーシティ推進のために、異なる属性(性別や国籍の違い、文化的背景の違いや障がいの有無等)の人々を積極的に受け入れる体制を整備している。また、各人が持つ能力を最大限に発揮できる環境を醸成するために「岡山理科大学ダイバーシティ推進委員会」を組織している。
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	女性の役員及び評議員を選任している。 （掲載先 URL） https://kake.ac.jp/information/officer.html

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任方法については寄附行為で定めており、私立学校法の趣旨を踏まえ、理事に求められる資質を備えた候補者について、経歴等を記載した資料を基に評議員会に諮問した上で選任している。また、理事長の選任に当たっては寄附行為施行細則の定めに合致する理事を理事長として選任している。選任については、学外者が 3 分の 1 を占める理事会及び学外者が 3 分の 2 を占める評議員会に諮り、役員名簿を公開している。さらにその決議録及び議事録は事務局に備え付け、求めに応じ閲覧可能としており、透明性を確保している。
実施項目３－１②	**説明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び理事の職務及び理事会の運営については寄附行為に明確に定め、外部理事の役割についても定め公開することで透明性を確保している。また、評議員会との相互牽制については外部評議員を多く選任するとともに理事との兼職を禁止し、適切な相互牽制と協働体制を構築している。
実施項目３－１③	**説明**
理事への情報提供・研修機会の充実	理事の資質向上を目的として、役員及び評議員を対象に私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、理事会においても学園内の情報を近況報告として共有している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保するため利益相反及び競業がないことを確認しており、選任については私立学校法の趣旨を踏まえ、求められる資質を備えた人材を評議員会で選任決議している。選任過程については選任方法を規定する寄附行為及び役員名簿を公開しており、透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規則及び内部監査規則を整備しており、監査計画については毎年策定し、年度当初に当該計画を理事会で報告している。また、監事、会計監査人、監査室間で、各監査規則に則り実施した監査結果及び相互に必要な情報提供と意見交換を行うことで連携を図っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう監査室及び会計監査人が情報提供を行っており、また職務における資質向上を図るため、役員及び評議員を対象に私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、理事会・評議員会においても学園内の情報を近況報告として共有している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法及び構成については寄附行為に定めており、私立学校法の趣旨を踏まえ、評議員に求められる資質を備えた人材を、経歴等を記載した資料を基に評議員会において選任している。選任方法を定めた寄附行為及び評議員名簿についてはホームページで公開する等、透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項並びに評議員の職務など運営方法を定めた寄附行為はホームページで公開しており、理事との兼職を禁止することで理事会との建設的な協働と相互牽制の体制を構築している。

実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が学校法人の適正な運営に必要な見識を得て、職務における資質向上を図るため、役員及び評議員を対象として私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、評議員会においても学園内の情報を近況報告として共有している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人加計学園リスク管理規程を設け、マニュアル整備及び事業継続計画の策定に向けて体制を整えている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人加計学園コンプライアンス推進規程を整備し、学園の社会的信用を確保するとともに、業務運営の公平・公正性の確保に努めている。コンプライアンス対策課を置き、コンプライアンス推進体制の強化及び迅速に対応出来る体制を構築している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人加計学園の保有する情報の公開に関する規程」を整備し遵守することで、学園の事業及び運営の透明性を確保することとしている。また、生徒、学生、地域、社会等をステークホルダーと捉え、法令に定められた情報以外も積極的に公開し、社会への説明責任を果たしている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開方法は、インターネットを使ったWeb公開の他、ステークホルダーが多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」の活用や学校要覧、入学案内及び各種パンフレット等の媒体も活用している。なお、公開にあたっては、分かりやすい説明を付ける等、説明方法も常に工夫している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明